

釧

釧路方面釧路警察署告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年2月17日

釧路方面釧路警察署長 本 間 博 幸

1 入札に付す事項

調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 自動車用ガソリン J I S 2号（1ℓ当たりの単価） 89,000ℓ

イ 軽 油 J I S 各号（1ℓ当たりの単価） 5,000ℓ

調達をする物品等の仕様等 と同じ

契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

北海道内に事業所を有すること。

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

次に掲げる庁舎について、定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

庁 舎 の 名 称	所 在 地	範 囲
釧路方面釧路警察署	釧路市黒金町10丁目5番地1	半径5km以内

次に掲げる釧路方面釧路警察署の管轄地域内において、給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

ア 釧路市阿寒町（市街地）地区

（釧路市行政センター等設置条例（平成17年10月11日釧路市条例第16号。以下「条例」という。）に定める阿寒行政センターの所管する区域の内、阿寒湖温泉支所の所管区域を除く地区をいう。）

イ 釧路市阿寒町（阿寒湖温泉）地区

（条例に定める阿寒行政センター阿寒湖温泉支所の所管区域をいう。）

ウ 釧路市音別町地区

エ 釧路郡釧路町

オ 白糠郡白糠町

カ 阿寒郡鶴居村

札幌市中央区及び旭川市で給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

上記 に掲げる庁舎は、指定する範囲内において日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。ただし、令和8年1月1日を除く。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の から までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年2月17日（月）から同年3月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085 - 0018 釧路市黒金町10丁目5番地1
釧路方面釧路警察署会計課

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

釧路方面釧路警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部地下1号会議室（送付による場合は、郵便番号 085 - 0018 釧路市黒金町10丁目5番地1 釧路方面釧路警察署会計課）

入札日時 令和7年3月13日（木）午前10時00分（送付による場合は、同月12日（水）午後5時までに必着）

開札場所 に同じ。

開札日時 に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵便等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）である者を落札者とする。

再度の入札に付し、落札者がいない場合は、次の方法により随意契約を行う。

ア すべての入札単価が最低である入札者がいる場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

イ すべての入札単価が最低である入札者がいない場合

入札参加者のうち、それぞれの入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に 2 位までの者による見積合わせとする。(合計額 1 位の者が 2 者以上の場合は 1 位の者のみを、また、上記合計額 1 位の者が 1 者で 2 位の者が 2 者以上の場合は 2 位までの者すべてを選定する。)

この場合、すべての見積価格(単価)が、財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格(単価)の範囲内の価格で、かつ、それぞれの見積価格(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる見積をした者(有効な見積に限る。)を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

この契約は契約書の作成を要する。

12 その他

無効入札

開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

低入札価格調査の基準価格

設定していない。

最低制限価格

設定していない。

入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 釧路方面釧路警察署会計課

イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0018 釧路市黒金町10丁目 5 番地 1

ウ 電話番号 0154 - 23 - 0110 内線 232

前金払

前金払はしない。

概算払

概算払はしない。

部分払

部分払はしない。

郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

給油票又は給油カードの経費負担

給油票又は給油カードに係る経費は、供給人の負担とする（給油票の場合は年間約180冊、給油カードの場合は年間約80枚。）。

その他

- ア 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。
- イ 物品売買単価契約書第3条に基づく契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で申請を行うこと。
- ウ 別紙「契約単価の変更に関する特約事項」の2の に掲げる「当初月の市場価格」の基準日については令和7年3月の調査日とするので、留意すること。
- エ この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

契約単価の変更に関する特約事項

1 特約の目的

この特約は、石油製品の市場価格を的確に反映させるとともに、双方対等の立場において公正に変更契約を締結するため、釧路市による石油製品の販売価格の調査結果を基に、加算又は減算しようとする契約単価の変動額を算定する方法を定める。

2 用語の定義

当初月の市場価格

入札の際に示した基準日における に掲げる基準価格をいう。

調査月の市場価格

変更契約の要否を毎月検討する価格で、月の調査結果により公表された に掲げる基準価格をいう。

基準価格

釧路市が公表する燃料価格調査結果における軽油（店頭現金価格）の平均価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））とする。

市場価格の差額

市場価格の差額とは、当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額 = 【調査月の市場価格】 - 【当初月の市場価格】
------	-----------------------------------

単価変動額

単価変動額とは、市場価格の差額（小数点以下は切り捨てる。）と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法	単価変動額 = 【市場価格の差額】 + (【1番最初の契約単価】 - 【現行の契約単価】)
------	---

3 契約単価の変更及びその方法

契約単価の変更及びその方法は、次のとおり行うものとする。

ア 契約単価の変更は、単価変動額に1円以上の増減が生じた場合に行うものとする。

イ アの場合において、契約単価の変更額は単価変動額とする。

ウ 契約変更の適用の時期は、調査月の1日とする。

エ 初回の契約単価の変更

契約期間の初日の属する月から実施する。

4 その他留意事項

本特約は、契約書第3条第1項による契約変更の場合に適用されるものであり、災害等による経済情勢の激変や予期することのできない事象があった場合は、契約書第3条第2項から第4項までの規定により、別途協議を行い契約単価の変更を行うものであること。